

## 洪水ハザードマップの作成等支援対策に関する行政評価・監視 (調査結果に基づく改善通知)

### ポイント

調査の結果、次のような実態となっているため、市町村が行う洪水ハザードマップの作成に対して、より一層の支援等を行うよう東北地方整備局に通知。

- ① 水防法に基づき洪水ハザードマップに記載する洪水予報の伝達方法や避難場所などを定める必要がある市町村地域防災計画について、水防法に対応した見直しが不十分
- ② 洪水ハザードマップの作成を義務付けられている市町村のうち半数以上が未作成
- ③ 作成している洪水ハザードマップについて、避難場所が危険箇所であるなど見直しが必要
- ④ 転入者等への配布やインターネットを利用した公開を行っていないなど周知・普及が不十分

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。この行政評価・監視は、河川の破堤、氾濫などによる浸水情報の的確な提供及び迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成状況、作成に当たっての支援状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものです。

# 調査の背景と改善通知事項(概要)

## 調査の背景

### ○ 市町村に洪水ハザードマップの作成を義務付け

平成12年の東海豪雨、平成16年の新潟・福島豪雨などを契機に、それぞれ平成13年、平成17年に水防法を改正。

改正内容は、浸水想定区域が指定された市町村に対し、市町村地域防災計画に当該区域ごとの洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項などを定めることを義務付けるとともに、これらを洪水ハザードマップ等（以下「洪水ハザードマップ」という。）を用いて、住民に周知することを義務付け。

### ○ 東北地方整備局が作成に必要な支援体制を整備

東北地方整備局では、市町村の洪水ハザードマップ作成に必要な各種支援を行うため、平成17年に管内の河川事務所及び河川国道事務所（以下「河川事務所等」という。）に災害情報普及支援室を設置し、災害情報協議会を設立。

### ○ 半数以上の市町村が洪水ハザードマップを未作成

宮城県内で洪水ハザードマップ作成の必要がある28市町村のうち、半数以上の15市町村が未作成

### ○ 洪水などによる被害の発生

宮城県では、過去昭和61年8月の台風10号、平成6年9月の集中豪雨、平成14年7月台風6号、平成18年10月の低気圧による洪水被害及び平成15年7月の宮城県北部を震源とする地震による堤防の亀裂・決壊等が発生しており、早期の洪水ハザードマップの作成・公表及び住民への周知が喫緊の課題。

## 改善通知項目

- ① 市町村地域防災計画の水防法に対応した見直し(P3参照)
- ② 洪水ハザードマップの作成の推進 (P4参照)
- ③ 洪水ハザードマップの記載事項等の見直し(P5参照)
- ④ 洪水ハザードマップの周知・普及の促進 (P6参照)

通知日:平成19年10月23日

通知先:国土交通省

東北地方整備局

# ① 市町村地域防災計画の水防法に対応した見直しの促進

## 制度・仕組み

浸水想定区域が指定された市町村に対し、水防法第15条により、次の事項について、市町村地域防災計画で定めることを義務付け（定めた事項を洪水ハザードマップにより住民へ周知）

- ① 洪水予報・特別警戒水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 主として高齢者等特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（以下「高齢者等災害時要援護者利用施設」という。）の名称及び所在地

## 国の支援等

### 市町村防災会議等を通じた助言

国土交通省は、水防法改正に伴い各地方整備局に対し、市町村地域防災計画の策定・見直しが適切に行われるよう、市町村防災会議等を通じて必要な助言・周知を行う旨通知。

## 調査結果

市町村地域防災計画は、水防法第15条に対応した見直しが不十分

### ・ 避難場所の見直しが必要

調査した13市町のうち5市町で、水没のおそれがある又は洪水時に同時発生が予想される土砂災害警戒危険区域内に避難場所を指定

### ・ 施設の名称及び所在地が未記載

高齢者等災害時要援護者利用施設が所在する20市町のうち施設の名称及び所在地を記載していないのが16市町

### ・ 災害情報協議会等で水防法の改正を周知

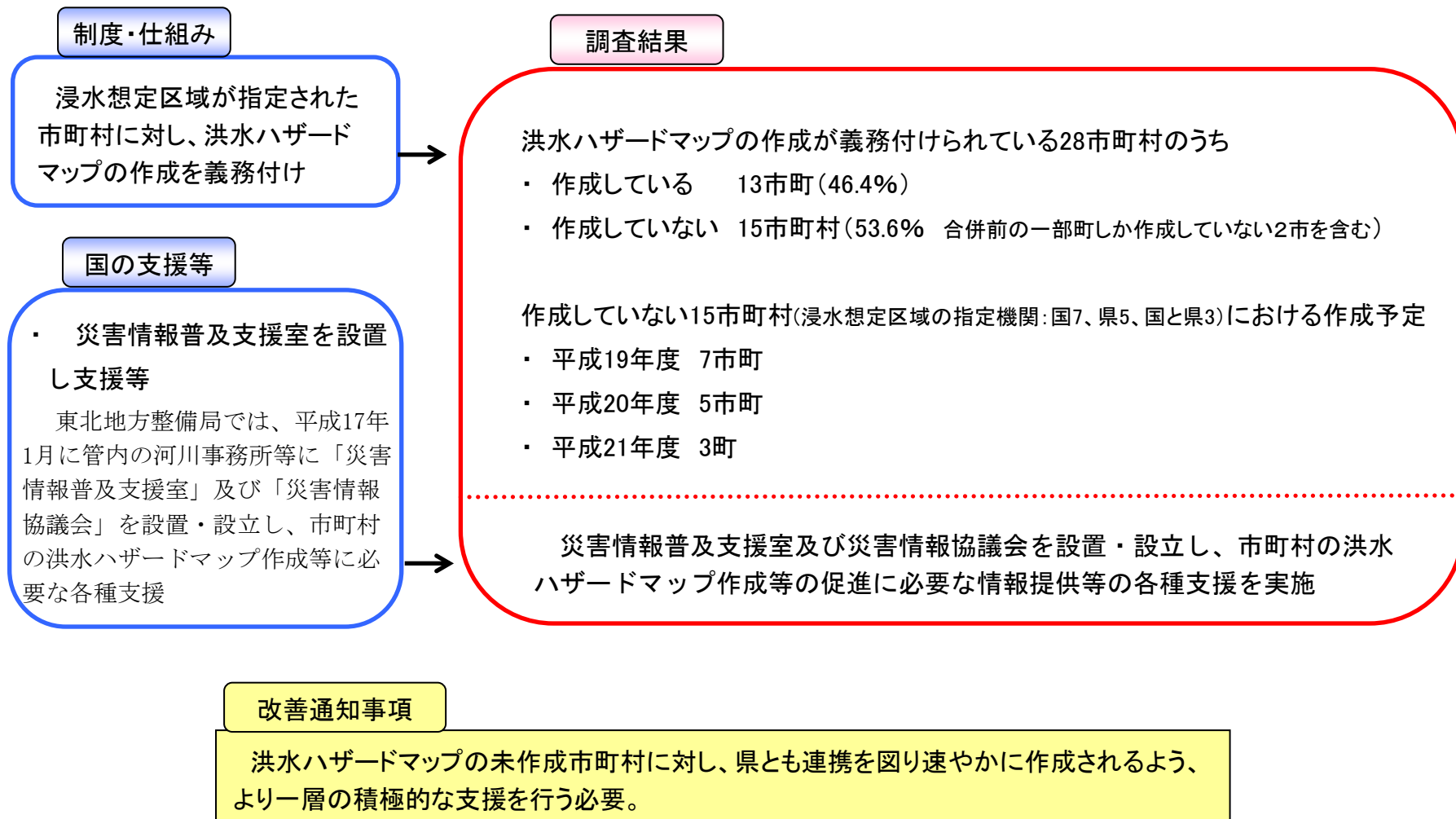
### ・ 市町村防災会議等を通じた助言は不十分

### ・ 改善に向けた措置として「水防法第15条アクションプログラム推進チーム」を設置（H19.7）

## 改善通知事項

水防法第15条で求められている各種事項を市町村が地域防災計画に速やかに定めるよう、今後とも、県や市町村と連携し水防法に関する周知や支援を行う必要。

## ② 洪水ハザードマップの作成の推進



### ③ 洪水ハザードマップの記載事項等の見直しの促進

#### 制度・仕組み

市町村地域防災計画において定めた  
次の事項等を記載

- ・ 洪水予報の伝達方法
- ・ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・ 高齢者等災害時要援護者利用施設の名称及び所在地を記載

#### 国の支援等

- ・ 「作成の手引き」の説明・配布  
洪水ハザードマップ作成の技術的参考資料として「洪水ハザードマップ作成の手引き（H17.6）」（以下「作成の手引き」という。）を市町村に説明・配布
- ・ 避難場所の総点検への支援  
市町村が行う水害等に適合した避難場所の総点検への支援を実施

#### 調査結果

記載事項等について見直しの検討が必要な主なもの  
（調査対象：洪水ハザードマップ作成の13市町）

- ① 避難場所関係 11市町
  - ・ 水没のおそれがある(2市町)
  - ・ 洪水時に同時発生が予想される土石流危険区域内にある(6市町)など
- ② 避難時危険箇所関係 7市町
  - ・ 土砂災害警戒危険区域、アンダーパスなどの避難時危険箇所を記載していない(5市町)など
- ③ 浸水範囲や浸水深関係 7市町
  - ・ 浸水範囲や浸水深が浸水想定区域図と異なっている(5市町)など
- ④ 高齢者等災害時要援護者利用施設  
高齢者等災害時要援護者利用施設の名称及び所在地を記載していない(10市町)

市町村のハザードマップ作成に際して、河川事務所等は災害情報協議会において、「作成の手引き」の説明会の開催、洪水ハザードマップ作成検討委員会への参加などの技術的支援を行っているが、一部の市町において広域的避難計画の検討等が十分に行われていないなど、必ずしも十分な支援となっていない。

#### 改善通知事項

市町村が水防法第15条及び作成の手引きを踏まえた見直しを検討するよう、より一層の支援を行う必要。特に、市町村が行う水害等に適合した避難場所の総点検に当たっては、隣接市町村への広域的な避難の観点を含めたより具体的な支援を行う必要。

## ④ 洪水ハザードマップの周知・普及の促進

### 制度・仕組み

洪水ハザードマップの住民への周知を義務付け

- ・ 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布  
(各世帯への直接配布や自治体窓口での配布)
- ・ 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立  
(インターネットを利用した洪水ハザードマップの公開など)

### 国の支援等

災害情報普及支援室及び災害情報協議会を設置・設立し、周知・普及措置についても支援

### 調査結果

周知・普及措置が不十分なもの

(調査対象:洪水ハザードマップ作成の13市町)

- ① 浸水想定区域内等の全世帯に配布していない(1市)
- ② 転入者等への配布を行っていない(7市町)
- ③ インターネットを利用した公開を行っていない等住民が情報の提供を受けることができる状態が確立されていない(3市町)

東北地方整備局管内の河川事務所等における支援状況をみると、次のような積極的な支援を行っている状況もみられる。

- ① 市町村が作成した洪水ハザードマップを河川事務所等のホームページに掲載している。
- ② 洪水ハザードマップを活用した避難訓練の実施を支援している。
- ③ 市と連携して洪水ハザードマップに関するアンケート調査を実施し、周知・普及に向けた改善提案を行っている。

### 改善通知事項

市町村が浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水ハザードマップの周知・普及について、効果的な取組を行っている市町村の情報を災害情報協議会を通じて提供するなど一層の積極的な支援を行う必要。

本件連絡先

総務省東北管区行政評価局

あいかわ おさむ

第二部第3評価監視官 四十川 修

電話：022-262-9289 FAX：022-262-7820